

オンラインモールなどの「取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）」においては、危険商品等の流通や販売業者が特定できず紛争解決が困難となる等の問題が発生。これに対応し消費者利益の保護を図るための新法を整備

新法の内容

（令和3年4月28日成立、同年5月10日公布、令和4年5月1日施行予定）

（１）取引DPF提供者の努力義務（第3条）

- 取引DPFを利用して行われる通信販売取引（BtoC取引）の適正化及び紛争の解決の促進に資するため、以下の①～③の措置の実施及びその概要等の開示についての努力義務（具体的内容については指針を策定）
 - ① 販売業者と消費者との間の円滑な連絡を可能とする措置
 - ② 販売条件等の表示に関し苦情の申出を受けた場合における必要な調査等の実施
 - ③ 販売業者に対し必要に応じ身元確認のための情報提供を求める

（２）商品等の出品の停止（第4条）

- 内閣総理大臣は、危険商品等（※1）が出品され、かつ、販売業者が特定不能など個別法の執行が困難な場合（※2）、取引DPF提供者に出品削除等を要請
⇒ 要請に応じたことにより販売業者に生じた損害について取引DPF提供者を免責
- （※1）重要事項（商品の安全性の判断に資する事項等）の表示に著しい虚偽・誤認表示がある商品等
- （※2）販売業者が特定可能等の場合は特商法等により対応

（３）販売業者に係る情報の開示請求権（第5条）

- 消費者が損害賠償請求等を行う場合に必要な範囲で販売業者の情報の開示を請求できる権利を創設
- ※1 取引DPF提供者は、適切な手順に従って開示請求に応じた場合、販売業者に対し責任を負わない
- ※2 損害賠償請求額が一定金額以下の場合や不正目的の場合は対象外

（４）官民協議会（第6条～第9条）・申出制度（第10条）

- 国の行政機関、取引DPF提供者からなる団体、消費者団体等により構成される官民協議会を組織し、悪質な販売業者等への対応など各主体が取り組むべき事項等を協議
- 消費者等が内閣総理大臣（消費者庁）に対し消費者被害のおそれを申し出て適当な措置の実施を求める申出制度を創設

※施行状況及び経済社会情勢の変化を勘案した施行後3年目途の見直しを規定

「販売業者等」に係るガイドライン（案）の概要

背景

〔令和4年4月公表（予定）〕

消費者と事業者の情報・交渉力の格差に鑑み、事業者に消費者保護の責任を負わせるのが消費者法の基本的な考え方。



「販売業者等」に係るガイドライン（案）

（１）目的

- ・取引DPF消費者保護法は「販売業者等」と消費者との間の通信販売に係る取引を対象にしているところ、近年、取引DPF上の個人間取引の拡大に伴い、いわゆる「隠れB」と称される者等、「販売業者等」に該当する者も出現。
- ・このため、取引DPF消費者保護法の対象となる「販売業者等」を明らかにする必要がある。

（２）基本的な考え方

- ・取引DPF消費者保護法における「販売業者等」は、①**営利の意思**を持って②**反復継続**して取引を行う者をいう。
- ・画一的な基準を定めることは困難であり、**個別具体的な事情を総合考慮**して判断するための**考慮要素及び具体例**を示す。

（３）該当する具体例

- ・いわゆる情報商材（副業、投資、ギャンブル等のノウハウとして販売されている情報）
- ・相当数の新品を自身では使用せず転売している場合
- ・相当数のブランド品、健康食品、チケット等、特定のカテゴリーの商品等を提供の対象としている場合 等